

## わた SHIGA 輝く国スポーツ馬術競技会レンタカー賃貸借契約書（案）

わた SHIGA 輝く国スポーツ・障ス実行委員会 会長 三日月 大造（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、わた SHIGA 輝く国スポーツ馬術競技会レンタカー（以下「対象物品」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 乙は、甲に対して、本契約の条項および別添の「わた SHIGA 輝く国スポーツ馬術競技会レンタカー賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、対象物品を賃貸するものとし、甲はその対価として乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

### （対象物品および数量）

第2条 対象物品の内訳および数量は別添仕様書のとおりとする。

### （対象物品の納入期限・納入場所）

第3条 対象物品の納入期限および納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 別添仕様書の納入期限のとおり
- (2) 納入場所 別添仕様書の納入場所のとおり

### （賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、別添仕様書のとおりとする。

2 前項の賃貸借期間終了後、対象物品の所有権については甲に移転せず、乙は速やかに賃貸借の対象物品を回収するものとする。

3 前項の回収に要する費用は、本契約の賃貸借料に含まれるものとする。

### （賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、総額金 円（うち消費税および地方消費税の額 金 円）とする。

### （賃貸借料の請求および支払）

第6条 乙は、甲に対し前条に定める賃貸借料を賃貸借期間終了後に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は免除する。

#### (第三者への委託等の禁止)

- 第8条 乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

#### (契約不適合責任)

- 第9条 乙は、第3条に規定する対象物品の納入後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の納入（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に乙に対して通知した場合に限る。
- 2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。
- 3 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

#### (対象物品の管理)

- 第10条 甲は、対象物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 甲は、対象物品を本来の用法によって使用し、かつ甲の業務の範囲内で使用するものとする。

#### (点検および保守)

- 第11条 乙は、賃貸借期間中、甲が対象物品を良好な状態で使用できるよう、乙の負担により点検および保守を行うものとする。
- 2 前項において、甲の不注意または不適法な使用に起因しない対象物品の故障は、乙が乙の負担により修補、取替え等の処置を行い、速やかに良好な状態に回復させなければならない。

#### (権利義務の譲渡禁止)

- 第12条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

#### (損害賠償)

- 第13条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または第3条に規定する対象物品の納入を中止させることができる。この場合において、賃貸借期間、賃貸借料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
  - (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
  - (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
  - (4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
  - (5) 乙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。
  - (6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
    - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
    - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
    - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、賃貸借料が3分の2以上減少することとなったとき。
  - (2) 甲が契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(誓約書の提出)

第17条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第15条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別紙）を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第18条 乙は、本契約の履行に当たり第15条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(対象物品の返還)

第19条 契約の解除により、甲から乙に対象物品を返還する必要が生じた場合、これに要する費用は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合の返還費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(検査、監督)

第20条 甲は、必要があると認める場合には、乙の業務に対する検査、監督または業務の実施に係る指示を行うことができる。

- 2 乙は、前項の検査、監督または業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(履行状況等の報告)

第21条 乙は、甲から本契約の履行状況等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第22条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約費用)

第24条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(物品搬入時等の自動車の使用)

第25条 乙は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを奨励するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第26条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会  
会長 三日月 大造

乙 ○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

別紙

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。